

倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 16 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第25号

倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例（平成 5 年倉吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市費負担） 第 7 条 略 2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者 1 人について、ビラ 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8 円 38 銭</u> を超える場合にあつては、<u>8 円 38 銭</u>）にビラの作成枚数（当該作成枚数が基準枚数（法第142条第 1 項第 6 号に定める枚数をいう。以下この条及び第 9 条において同じ。）を超える場合にあつては、当該基準枚数）を乗じて得た金額とする。 （市費の支払） 第 9 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8 円 38 銭</u> を超える場合にあつては、<u>8 円 38 銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を第 3 条第 1 項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （市費の支払） 第12条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586 円 88 銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 71, 500 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスタ	（市費負担） 第 7 条 略 2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者 1 人について、ビラ 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円 73 銭</u> を超える場合にあつては、<u>7 円 73 銭</u>）にビラの作成枚数（当該作成枚数が基準枚数（法第142条第 1 項第 6 号に定める枚数をいう。以下この条及び第 9 条において同じ。）を超える場合にあつては、当該基準枚数）を乗じて得た金額とする。 （市費の支払） 第 9 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円 73 銭</u> を超える場合にあつては、<u>7 円 73 銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を第 3 条第 1 項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （市費の支払） 第12条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541 円 31 銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 71, 500 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスタ

一掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。